

ひまわり 向日葵

第245号

平成28年6月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



鎌倉 紫陽花の小道

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	会社紹介……………	11
税務署だより……………	4-5	法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………	12
支部・部会研修会報告……………	6	人人……………	13
青年部会主催経営講演会のご案内……………	7	eTAXのご案内／	
源泉所得税実務研修会実施報告……………	7	法人会の法律相談のご案内……………	14
ビジネスマナー研修実施報告……………	7	厚生親睦チャリティゴルフ大会実施報告……………	15
事業承継税制セミナー実施報告……………	7	セミナー DVD レンタルサービスのご案内……………	15
社労士 column……………	8	支部・部会報告会交流会実施報告……………	16-17
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	全法連・東法連表彰者……………	18
東村山法人会セミナーのご案内……………	10	法人会行事のご案内……………	19
立川都税事務所からお知らせ……………	10	recipe……………	20



ドラマ 軽減税率とインボイス

今回は消費税の「軽減税率とインボイス」を仮想ドラマ風に解説します。会社は、焼立てパン屋で(株)ベーカリー・カフェ東村。二橋学園駅東口で社長（62歳）、奥さん（57歳）、専務の長男（32歳）勇人の3人で切り盛りしています。今夜はお店が閉まった後に3人で来年4月から始まる軽減税率について相談することになっています。法人会の寄り合いから帰った社長さんがお店のドアを開けました。なんと、お母さんがハンカチを目に当てて泣いています。理由を聞くとお母さん「勇人が経理なんか簡単だろ。ですって、頭きちゃったわ。」との事。社長さんが何とかその場をなだめて席につきました。「それで、勇人、軽減税率はどんな内容なんだい。父さんに教えてよ」と話しを変えました。勇人は「わかった。軽減税率とは……」

軽減税率・・・平成29年4月の消費税率10%への増税時に、酒類と外食を除く食品全般及び定期購読による新聞の譲渡の税率を8%に据え置く軽減税率を導入。

父「なるほど。そうなるとうちの店はどうなるんだい。」

勇人「焼立てパンのテイクアウトは8%、店内の飲食は10%なんだけど商品管理が大変なんだ。」

「まずは、商品は焼立てパン・ジャム・ジュース・ポーチ・ぬいぐるみ・ワイン・ビールがあるけど、パン・ジャム・ジュースは8%。ポーチ、ぬいぐるみは10%、ワイン・ビールは10%。」「また、店内で食べる場合は10%だから、レジで持ち帰りか店内飲食かを聞いてレジを打たないといけないんだ。」

父「そうか。店のドアの外にあるビールケースをさかさまにして板を上にした椅子で食べるお客さんいるけど、その場合は10%なのかな？」

勇人「それは、税法には椅子の明確な定義はないんだけど8%みたいだね。お皿や食器を提供したら10%、持ち帰りの包装のままの飲食の場合は8%とか飲食設備の場所要件や、

サービス要件を総合的に考えて区別だね。」

父「なんだかクイズのようだね。それで、うちの店ではレジで間違いなく、お客さんを待たせないで早くおつりを渡せるのかな？」

勇人「まさにそこなんだ。うちの商品は全部で70アイテム。素早く打てるように全部をレジに設定するために悩んでるんだ。また、お客さんから領収書の説明を求められることもあると思うんだ。それでさっき、頭にきて母さんに当たってしまったんだ」

父「そうそう。法人会で聞いたけど来年の3月までにレジとか購入したら購入額の2/3ほどの補助金が出るみたいだね。」

勇人「それは助かる。うれしいな。早速調べてみよう。」

父「それで母さん、経理はどうなるの。」

母「たいへんなの。インボイスになるんですって。」

父「インボイスって何？」

母「インボイスは……」



インボイス制度・・・平成33年4月から登録事業者が発行したインボイス（適格請求書）の保存を要件に仕入税額控除を認める制度です。適格請求書を発行した事業者名と登録番号など9点の記載が必要です。また、平成29年4月より平成33年3月までは「区分記載請求書」を保存すれば仕入税額控除が認められます。（軽減税率対象品目であることを示す※印と税率ごとの合計額を記載）

現 行（消費税8%）	区分記載請求書	適格請求書																																																
請求書 熊フレンチ 御中 平成29年3月分売上 2,160円（税込） 【内 訳】 <table> <tr> <td>3/8</td> <td>パン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>3/18</td> <td>ワイン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td>160円</td> </tr> </table> 熊ベーカリー・カフェ東村	3/8	パン	1,000円	3/18	ワイン	1,000円	合 計		2,000円	消費税		160円	請求書 熊フレンチ 御中 平成29年4月分売上 2,180円（税込） 【内 訳】 <table> <tr> <td>4/9</td> <td>パン※</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4/13</td> <td>ワイン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>(10%対象)</td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>(8%対象)</td> <td></td> <td>1,080円</td> </tr> </table> 熊ベーカリー・カフェ東村	4/9	パン※	1,000円	4/13	ワイン	1,000円	合 計		2,000円	消費税		180円	(10%対象)		1,100円	(8%対象)		1,080円	請求書 熊フレンチ 御中 平成33年4月分売上 2,000円（本体） 【内 訳】 <table> <tr> <td>食料品 4/9</td> <td>パン※</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>食料品 4/13</td> <td>ワイン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>(10%対象 1,000円 消費税 100円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8%対象 1,000円 消費税 80円)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 熊ベーカリー・カフェ東村 事業者番号 123-456	食料品 4/9	パン※	1,000円	食料品 4/13	ワイン	1,000円	合 計		2,000円	消費税		180円	(10%対象 1,000円 消費税 100円)			(8%対象 1,000円 消費税 80円)		
3/8	パン	1,000円																																																
3/18	ワイン	1,000円																																																
合 計		2,000円																																																
消費税		160円																																																
4/9	パン※	1,000円																																																
4/13	ワイン	1,000円																																																
合 計		2,000円																																																
消費税		180円																																																
(10%対象)		1,100円																																																
(8%対象)		1,080円																																																
食料品 4/9	パン※	1,000円																																																
食料品 4/13	ワイン	1,000円																																																
合 計		2,000円																																																
消費税		180円																																																
(10%対象 1,000円 消費税 100円)																																																		
(8%対象 1,000円 消費税 80円)																																																		

社長
62歳



息子
32歳



母
57歳



● 税理士 能勢 俊一 ●

母「区分記載請求書は、もう来年の4月からなので1年ないの、準備が遅れているの。売上は税率ごとに区分して集計しないといけないし、経費も税率ごとに正しい消費税が適用されているか確認して細かく集計する必要があるの。」

父「たいへんだね。軽減税率の経理の事務時間はどれだけ増えるの？」

母「そうね。年間で売上と領収書の伝票点数は2,300くらいで経理の所要時間が年600時間だから3割増しだったら年180時間増えるかしら。」

父「うわーたいへん。でもこういう計算が困難な場合は簡便な計算方法があるのかな？」

母「あるわ。えーとね、売上税額と仕入税額の計算特例があるの。適用期間は平成29年4月から平成30年3月までね。(一部の特例は中小事業者の場合平成33年3月まで)。これで計算すれば税率ごとに区分するのに簡便な計算ができるの。」

父「よかったね。適用期間も伸びるといいね」「あ。そう言えば思い出した。母さんに長々と説明してもらって悪いけど。うちの店は年々売上が下がって来年から免税事業者になるんだったよね。」

母「そうなの。売上が年々減少しているの。前期の売上は年1,010万から年920万に落ちました。だから、来期から免税事業者になるの。」

父「それだったら。インボイスも税額の集計計算も必要ないのでは？」

母「それがね、大変な事になったの。平成33年から免税事業者でも税金を払う「事業者の届け」を出さないと、うちの店の場合廃業の可能性があるの。」

父「え、どういう事？」

母「免税事業者は、課税事業者選択届を提出して消費税を納めないと事業者番号のインボイスの発行ができないの。」

父「え、インボイスの発行ができなかったら大変だ。うちのお客の3割はレストランだけど、このままだと大きいパン屋さんにお客さん取られてしまうぞ。」「3割の約300万の売上が減って年700万弱の売上になったら苦しいなあ。今でさえ3人の給与はギリギリなの

に、もう俺と母さんの給与は0だぞ。」

母「そうねえ。今回の消費税改正は中小企業には負担がかかる内容だけど、免税事業者の零細企業にはもっと大変な内容なのね。」

父「でも、まあ。元々、免税事業者はお客さんから預かった消費税を納めなくて「益税」になり世間からの批判があったから仕方ないな。じゃー、いずれ適格請求書発行事業者の登録をして平成33年からはインボイスをしっかりと発行できるお店になるぞ。大丈夫。早めに準備すれば何とかできるさ。ピンチをチャンスに変えよう。」

母 長男「はい、頑張ります。」

[資料は平成28年4月時点の法令等]

まとめ

軽減税率が始まるまであと10ヶ月ほどです。準備が遅れると大変です。今回は飲食店が題材でしたが、業種によっては経理等の負担が違います。また、区分記載請求書発行の機器、ソフト探しと使いこなすまでに時間を要します。早めの検討が必要です。(経過措置、適格簡易請求書は割愛)

Profile 能勢 俊一

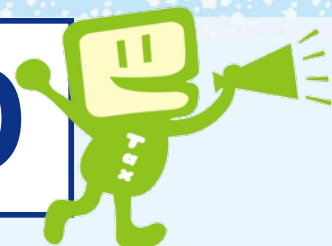
税理士、行政書士、弥生会計インストラクター



- ・税理士登録は平成元年。スタッフ12名。
- ・住宅展示場等の相談会は多数開催、各種セミナー講師。昨年8月の東京八重洲ホールでの講演は好評
- ・弥生会計ソフト教室開催(インストラクター5名)
- ・趣味はフットサル、愛車はマーチプリンセス

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271
■FAX 042-343-7260
■e-mail nose-ao.com
■URL <http://www.kaikei-home.com/nose/>

税 務 署 だ よ り



義援金を支払った場合の税務上の取扱いについて

個人の方が義援金を支払った場合の税務上の取扱い

個人の方が、熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った次の①～③の義援金（寄附金）は、寄附金控除の対象となります。

なお、この義援金は、ふるさと納税に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

※ふるさと納税に関する詳しい情報は、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

- | |
|---|
| ① 地方公共団体に対する義援金（国が募集する義援金を含みます。） |
| ② 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金 |
| ③ 募金団体を通じて、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金（詳しくは、募金団体にご確認ください。） |

（注）上記①～③以外の義援金（寄附金）であっても、募金団体が財務大臣から指定を受けている場合など、一定の要件を満たしていれば、寄附金控除の対象となる場合があります（詳しくは、募金団体にご確認ください。）。

● 寄附金控除の計算式

（その年中に支出した寄附金の合計額※）－ 2 千円 ＝ 寄附金控除額

※所得金額の40% 相当額が限度となります。

● 寄附金控除の適用を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、これらの控除に関する事項を記載した所得税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、確定申告の際には、寄附金を支払ったことが確認できる書類（注）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

（注）「寄附金を支払ったことが確認できる書類」は、次のいずれかの書類です。

- ① 地方公共団体の災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
 - ② 募金団体の預り証
 - ③ 金融機関等で支払った場合の振込票等の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りです。）
- ※上記③の場合は、募金要綱、募金趣意書、募金団体のホームページの写しなど、振込口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料も併せて必要になります。

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込み詐欺」などにご注意ください。

法人が義援金を支払った場合の税務上の取扱い

会社などの法人が、熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った義援金の税務上の取扱いについては、義援金（寄附金）の区分によって、次のとおりとなります。

義援金（寄附金）の区分	法人税の取扱い
① 被災した地方公共団体に対する寄附金	支払った額の全額が損金算入
② 財務大臣が指定した寄附金	
③ 特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、寄附金の合計額と一定の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額まで損金算入
④ 認定 NPO 法人等に対する寄附金	
⑤ 一般の寄附金（上記以外）	その法人の資本金や所得に応じた一定の限度額まで損金算入

●具体的な義援金の支払例と税務上の取扱い

○ 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金

⇒① 被災した地方公共団体に対する寄附金

○ 日本赤十字社が被災者支援のために受け付ける義援金（平成28年熊本地震災害義援金など）

⇒① 被災した地方公共団体に対する寄附金

（注）日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されないもの（財務大臣が指定した寄附金に該当しないものに限り、）は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当します。

○ 公益社団法人・公益財団法人に対する義援金（その法人の主たる目的である業務に関連する義援金に限り、）

⇒③ 特定公益増進法人に対する寄附金

○ 被災地域の救援活動等を行っている認定 NPO 法人等に対する義援金（その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する義援金に限り、）

⇒④ 認定 NPO 法人等に対する寄附金

（注）認定 NPO 法人等とは、特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいいます。

○ NPO 法人（認定 NPO 法人等以外のもの）、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に対する義援金

⇒⑤ 一般の寄附金

●損金算入するための手続

地方公共団体に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、法人税の確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。



個人が支出した寄附金の控除及び法人の寄附金の損金算入限度額の計算方法などについて、さらに詳しく知りたいときは、国税庁ホームページ掲載の「暮らしの税情報『寄附金を支出したとき』」をご覧ください。
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm
 （ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き＞パンフレット「暮らしの税情報」＞寄附金を支出したとき）

支部・部会研修会報告

報告

税制研修会

4月25日（月）から5月23日（月）の間、全ての支部合同・部会報告会に接続して恒例の税制研修会が開催されました。講師は東村山税務署法人課税第1部門藤田法人審理担当上席と羽生審理担当官の2名にお願いし、『平成28年度税制改正について』丁寧な解説していただきました。



講師：藤田法人審理担当上席



講師：羽生審理担当官



研修状況

軽減税率に関する研修会

5月9日（月）清瀬商工会館と同日13日（金）ブリヂストンクラブ及び同日17日（火）東村山法人会館において「軽減税率の課題と取組について」と題する研修会が開催されました。

講師は税理士・元相模原税務署長の守富哲夫氏にお願いし、具体的な事例等をもって要点やこれから準備すべき事項等をわかりやすく解説していただきました。



講師：守富 哲夫 氏



研修状況

青年部会講演会

4月25日（月）東村山法人会館において青年部会主催の経営講演会が開催されました。講師にティーベック（株）特別認定講師平山貴之氏をお招きし、「メンタルヘルス対策と雇用トラブル」について具体的な注意点等を重視した若手経営者のためになるご講演をいただきました。



講師：平山 貴之 氏



講演状況



【講師】元プロサッカー選手 武田 修宏 氏
【日時】平成28年7月15日(金) 19時開演
【会場】コール田無(西東京市田無町3-7-2)
【お問合せ】東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

先着順160名様まで 定員になり次第締切とさせていただきます

源泉所得税実務研修会を開催しました

4月8日(金) 法人会館において源泉所得税実務研修会が開催されました。今回の研修は東村山税務署法人課税第2部門室橋源泉審理担当上席に講師をお願いし、午前の第1部「源泉所得税入門コース」、午後の第2部が「源泉所得税の実務」の2部構成で行われました。

第1部では実務経験の少ない参加者に対し源泉所得税についての基礎的事項の説明を、第2部では実務経験者に対し問題演習を主体に説明して頂きました。



講師：室橋源泉審理担当上席

報告

報告

ビジネスマナー研修を開催しました

5月19日(木) 10時より法人会館において今年度で4回目となる「ビジネスマナー研修」が開催されました。会員及び地域の会社から13名の新入社員や中堅社員の方が参加され、講師であるミサウT G & S オフィス(株)代表取締役三澤雅史氏からビジネスマンの必須要件である基本的な仕事の進め方などについて実践的に学習しました。



講師：三澤雅史氏



お辞儀の実践演習

事業承継税制セミナーを開催しました

5月26日(木) 15時より、法人会館において東村山法人会主催の事業承継税制セミナー「税金を猶予・免除してもらって賢くお得な事業承継を！」が開催されました。講師に(株)国土工営コンサルティング事業部の上甲覚氏をお迎えし事業承継税制内容概略から活用のメリットまで初心者でも分かりやすく解説して頂きました。今後は、個別相談会等も開催致します。



講師：上甲覚氏



セミナー状況

報告

社労士 column

厚労省が長時間労働の疑われる 事業場に対する監督指導結果を 公表しました。

▼ 8,530 事業場の半数を超える 4,790 事業場で違法な時間外労働を摘発 ▼

【平成 27 年 4 月から 12 月までに実施した監督指導結果】

- ① 1 監督指導の実施事業場 ……………8,530 事業場
このうち、6,501 事業場（全体の 76.2%）で労働基準法などの法令違反がありました。
- ② 主な違反内容〔①のうち、下記 1）から 3）の法令違反で是正勧告書を交付した事業場〕
 - 1）違法な時間外労働があったもの……………4,790 事業場（56.2%）
このうち、時間外労働（法定労働時間＝原則、1 日 8 時間・1 週間 40 時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む）の実績が最も長い労働者の時間数が
 - 1 か月当たり 100 時間を超えるもの……………2,860 事業場（59.7%）
 - 1 か月当たり 150 時間を超えるもの…………… 595 事業場（12.4%）
 - 1 か月当たり 200 時間を超えるもの…………… 120 事業場（2.5%）
 - 1 か月当たり 250 時間を超えるもの…………… 27 事業場（0.6%）
 - 2）賃金不払残業があったもの…………… 813 事業場（9.5%）
このうち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が
 - 1 か月当たり 100 時間を超えるもの…………… 362 事業場（44.5%）
 - 3）過重労働による健康障害防止措置が未実施……………1,272 事業場（14.9%）

以下、略 厚労省 HP より

- ③ 2015 年には靴の販売店を運営する企業が書類送検された例がありますが、厚労省は、新年度より、立ち入り調査の対象を月 80 時間を超える残業をしている従業員が 1 人でもいると疑われる企業としました。これまで残業が月 100 時間を超えると心臓疾患などのリスクが高まるとの医学的な根拠に基づき企業を立ち入り調査してきましたが、今後は、月 80 時間を超える残業があった企業を立ち入り調査の対象とします。その結果、違法な時間外労働や残業代の未払いなどの法違反が見つかった場合は是正勧告し、違反行為を改めるよう求めます。是正勧告しても改善しない企業は労基法違反で企業名公表を行い、さらに悪質な場合は書類送検することになります。

今後、早急に現状の労務環境を労使で十分に検証したうえで、法令順守は当然ながら、並行してムダ・ムリ・ムラを極力排除しながら快適な職場環境の形成をし続けることが、企業価値のアップと企業存続につながるのではないのでしょうか。

筆者紹介 石津 雄美（いしづ たかよし） 平成 28 年 6 月 1 日現在

石津 社労士事務所 所長（特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属）
 オールフォーオール 代表（経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーター（株）代理店、
 O3S（ワンストップソリューションサービスチーム）＝ AFLAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員）

略歴
 ■昭和 53 年 中央大学法学部法律学科卒業
 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
 ■保有資格 ライフ・コンサルタント（生保協会）、年金アドバイザー 3 級（銀行業務検定）、
 社会保険労務士（平成 10 年 11 月）
 ■平成 18 年 第 1 回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得
 ■平成 27 年 4 月 1 日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士会連合会）

事務所
 ■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉 2-7-1 雅ミヤビ 17 ワイズ D
 ■TEL 090-1738-7991
 ■e-FAX 03-4496-5373
 ■e-MAIL 07159596012 @ jcom.home.ne.jp
 ■HP http://www.just.st/7162591



地域の名所

地域の文化の継承！

門前氷川神社

門前氷川神社は、文明時代（529年前・1469〜1486年）から、この地域に住み着いた住民によって祀られていたと言われています（周辺から発掘された祠から推定）。

本殿は、何度か再建築されています。神社の周辺は、黒目川の豊かな水を活用して、稲作づくりが数百年前から行われていたと言われています。

氷川神社の大祭は、春季、夏季、秋季、元旦大祭等の4回、神主・氏子達が祭礼の儀式を行っています。元旦祭は、地域の恒例の行事になり、参拝者が、



【住所】東京都東久留米市氷川台 1-12-2



毎年800名弱の本殿にて、祈願の参拝に来訪されています。

元旦祭は、氏子の方が、参拝者の方達に、御神酒を振る舞い、お札、お守り、破魔矢等を準備し、祈願の祭礼等を行っています。

現在、門前商友会等が、夏祭り、氷川神社を出発点にして、地域の子供達が子供神輿を担ぎ、商店街を巡行しています。又、門前自治会が、夏休みラジオ体操（1週間）を氷川神社の境内で行い、参加者が延べ約700人参加し、継続して46年間行っています。地域住民達の、大切な絆作り、及び、ふれあい交流の場になっています。



地域のイベント情報

東村山

小中学生保護者世代の市民と
市長の対話集会

「タウンミーティング」

- 日 時 6月30日（木）午前10時～正午
- 場 所 市民センター（東村山市本町1-2-3）
- 問合せ先 東村山市市民協働課
☎（042）393-5111（代）
- 対 象 小中学生のお子さんをもつ保護者世代のかた
※対象以外のかたは傍聴のみとなります。
※申込み不要、直接会場へ

★手話通訳・要約筆記が必要なかたは、開催日の1週間前までにファクスで市民協働課（FAX 393-6846）へ

清 瀬

きよせひまわり市

毎年恒例となった農業者・商工業者連携によるイベント「きよせひまわり市」を、今年も開催します。新鮮野菜や、特産のにんじんを使用したお菓子・ジャム、やきそばなどの販売を行うほか、今回は初めてフリーマーケットの出店も予定しています。

- 日 時 ①6月26日（日）
②12月3日（土）・4日（日）
いずれも午前9時30分～（売り切れ次第終了）
- 場 所 コミュニティプラザひまわり
（清瀬市下清戸一丁目212-4）
※直接会場へ。駐車場には限りがあります。
- 問合せ先 きよせひまわり市実行委員会事務局（清瀬商工会内）
☎042-491-6648 または
清瀬市産業振興課 ☎042-497-2052

東村山法人会

セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	7月6日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	8月3日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	7月5日(火)	13時30分～16時10分
税務教室「寄附金と交際費等」	6月24日(金)	15時～16時
税務教室「減価償却の概要」	8月23日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付（確定申告分のみ）	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

eLTAXのご利用時間

【各手続きの受付時間】平日8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

利用手続についてのお問い合わせ

【eLTAXホームページ】<http://www.eltax.jp/>

【eLTAXヘルプデスク】☎0570-081459

（上記電話につながらない場合：☎03-5500-7010）

平日9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

申告内容や納税についてのお問い合わせ

【電子申告、電子申請・届出】立川都税事務所事業税課法人事業税班 ☎042-523-3174

【電子納税】立川都税事務所徴収課徴収管理班 ☎042-523-3181

エルタックス

検索



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー



UCHIDA ウチダ印刷 株式会社

地域密着！ 親切・丁寧がモットー！

印刷のことならウチダ印刷におまかせください。

はじめまして。

ウチダ印刷株式会社は、先代の父が西東京市柳沢（青梅海道沿い）で創業以来、50年にわたり印刷サービスを提供させていただいております。

現在は二代目の私のもと、個人のお客様をはじめ、企業様、西東京商工会様、西東京市役所様等多くの皆様からご注文をいただいております。

「親切・丁寧」をモットーにお客様一人一人のご要望に沿ってデザインから印刷・製本までいたします。ご予算に合わせたお見積りのご提案と、ご納期に合わせた工程表で計画的に作業を進めてまいります。

メール、電話のやり取りだけでなく、「顔の見える営業」でお客様を大切にし、より良い印刷物を作成しております。

今後の目標としましては、今までの企業理念を守りながらも、昨年末にリニューアルしましたホームページを活用して様々なパックメニューや新商品のご提案をすすめていきたいと思っております。新商品のご提案は簡単なことではありませんがチャレンジし続けてまいります。

また弊社は、今まで多くの方々にご愛顧を頂きそして何よりも地域の方々に支えられてまいりました。これからはますます地域との関わりを大切にし、地域ボランティア活動にも積極的に参加してまいりたいと思っております。

今後ともウチダ印刷株式会社をよろしくお願いいたします。

ウチダ印刷株式会社 代表取締役 内田 淳



《リニューアル後のホームページ》



ウチダ印刷 株式会社

皆様ぜひお越しください



代表取締役 内田 淳

〒202-0022

東京都西東京市柳沢5-1-17

TEL 042-461-6902 (代)

FAX 042-464-8288

E-mail: support@uchidainsatsu.jp

http://uchidainsatsu.jp/

営業時間 / AM 8:30 ~ PM 7:30

定休日 / 第1土曜日、日曜、祝日

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

自平成28年3月1日～至平成28年4月30日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	電話番号
東村山第1支部	東村山市栄町1-10-6 ウイングヒルズ久米川302	看板のニッセン	中島 広	042-395-8496



法人会会員の皆さまへ

電気ははじめました！東京ガス

1

多くのお客様に
お申込み
いただいております！

2

トップクラスの
低価格！

3

お申し込み
手続きは簡単！
解約料も
かかりません



会員さま限定
特典をご用意！

契約者数24万件突破！(2016年4月5日時点)

電気料金シミュレーション
実施中！

1ヶ月分以上の電気検針票をメールまたはFAXでご提供いただければ、料金メリットが出るかお知らせいたします。

※法人会専用ホームページでもご案内しています

<http://power.tokyo-gas.co.jp/tohoren/index.html>

送付先は
こちら

東京ガス株式会社
エネルギー提案推進部 第1グループ
東京法人会連合会さま 担当窓口宛て

FAXの場合

03-5322-7748

メールの場合

denki@tokyo-gas.co.jp



6月開設「ゆいまある南沢」

ひと
ひと

「地域の居場所」創りを目指して



特定非営利活動法人 地域ケアネットワーク ゆいまある

理事長 八幡 茂子さん



1995年、阪神大震災のニュースを私は所沢にある国立身障リハビリセンターで見ました。当時、西東京市の障害当事者団体で移送サービスや介護の仕事をしていて、その日も重度のハンディを持つTさんと一緒に通院の待ち時間、TV画面の衝撃は今も鮮明に蘇ります。そして3月、地下鉄サリン事件・・・。

5人の子を地域の大勢の方の手を借りて育てながら社会の様々な課題に向き合う中で「自分に何ができるだろう」の問いがどんどん大きくなり、手足が勝手に動き始めました。

4月、最初に「金曜遊ぼう会」というミニミニ児童館の真似事を始めました。毎週金曜日は仕事を休み「やぐそくなしであそぼう!」と自宅を開放。といつも敷地僅か28坪程の狭い我が家では限界があり、7月オーブンの地域センター開設時にはそこでの活動に移行。「紙トンボ作り」、「パントマイム教室」、「忍者修行」等のびのび遊べと良い思い出です。

この時の経験から、「個人宅活動の限界」と「行きたい時に行ける居場所の必要性」を強く感じ、以降「地域の居場所」創り目指して周囲の人を巻き込むこみ20年以上経過しました。足元の課題のできることから取り組むことで、目指す「居場所」に近づくと考えました。特に少子高齢化の課題に対応する在宅支援活動は身近なテーマであり、介護保険制度

開設に備えケアマネ資格取得、NPO法勉強、と家事ホッタラカシのダメ主婦誕生でしたが、夫に感謝！

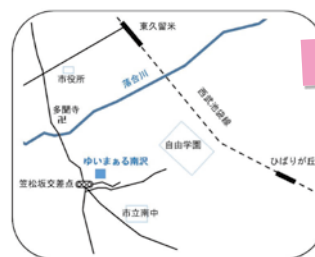
同じようなことを考える人、特に地域で暮らす女達は珍しくなく、各地に住民参加型の支援グループが生まれ、1999年に設立した「地域ケアネットワーク」もそのひとつです。「多世代、多様な人と支え合って、老いても安心して暮らせるまちづくりを市民参加で」という理念のもと、一人の人を支える為に必要な、ケアマネ、ヘルプ、デイ、小規模多機能、配食、福祉有償運送等のサービスを100人の職員で分担しています。「NPO法人」ということで、最初は事務所物件を借りることも困難でした。「非営利」とは「利益目的」では

なく「理念、目標」目的のようですが、収支が「赤」では活動を継続不能!! 理念達成もできません。必要な事業性を確保し、職員の処遇がサービスの質に直結することを、そこからの信用が組織の土台であることを大勢の人に教わり、「ママゴト経営」からの脱皮を図っています。設立時、一人3,000円の会費と「思い」が全てでした。現在、東久留米市内の本町、八幡町、南沢の3拠点で利用者や家族だけでなく、ボランティア、会員、他事業者等の大勢の皆様を支えています。そのおかげで、この6月、新「ゆいまある南沢」を「地域の居場所」として開設します。カフェもあります。ぜひ、お越しください!



特定非営利活動法人 地域ケアネットワーク ゆいまある

■所在地 〒203-0053 東久留米市本町1-4-45 アーク東久留米1階
■法人代表 TEL 042-479-5772/FAX 042-479-2337
■E-Mail /chiikinet10@yuimarlu.jp ■URL /http://www.yuimarlu.jp/



ゆいまある南沢

【所在地】
東久留米市南沢2-13-11

【交通アクセス】

- ①イオンバス「笠松坂」停留所から徒歩2分
- ②ひばりヶ丘駅から西武バス「東京道」下車徒歩7分

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

電子申告で
効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金
口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付するこ
とができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが
行えます。※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出
又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでくだ
さい。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡
先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ
相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京
法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の
午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は
月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

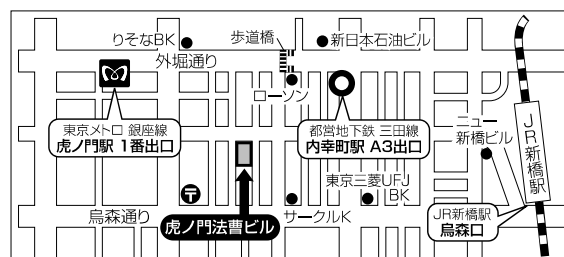
5. 相談場所

左記法律事務所

交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771



平成28年6月2日(木) 高坂カントリークラブにおいて第23回厚生親睦チャリティゴルフ大会が開催されました。当日は、男性91名、女性12名の皆さんが米山・岩殿2コースで白熱したプレーを展開しました。受託3社の他、ギャラリー桜井さん、高坂CCからも多数の賞品をいただきました。なお、集まったチャリティ募金については7月の組織・厚生委員会において募金先等を決定し、皆様にご報告致します。男性の部では清瀬の日比靖仁さんが、女性の部では小平の早坂直美さんが見事優勝されました。

上位入賞者は以下の通りです。(敬称略)

男性

- 優勝** 日比 靖仁 (清瀬)
(G85, HC13.2, N71.8)
- 準優勝** 長谷川 貴弘 (小平)
(G97, HC25.2, N71.8)
- 3位** 神石 直樹 (小平)
(G95, HC21.6, N73.4)

女性

- 優勝** 早坂 直美 (小平)
(G100, HC25.2, N74.8)
- 準優勝** 浅見 正美 (東村山)
(G96, HC19.2, N76.8)
- 3位** 菅原 照子 (清瀬)
(G101, HC24.0, N77.0)

(大会規程より、同点の場合は年齢により決定しています)



男性の部優勝 日比さん



女性の部優勝 早坂さん



白熱したプレー



井上組織・厚生委員長の挨拶



林副会長による乾杯



懇親会食

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナーインターネット DVDでレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。

インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。

忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。



今すぐ
クリック!

STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

東村山法人会ホームページ「<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>」よりお申し込み頂けます!!

支部合同・部会報告会実施報告

4月25日（月）青年部会を皮切りに5月23日（月）までの間に各支部及び部会の第4回報告会が開催されました。各報告会では、平成27年度事業報告と決算及び平成28年度事業計画と収支予算の報告が行われ、その後開かれた交流会で会員相互の懇親を深めました。

東村山

（5月17日（火）東村山法人会館）

白石副会長
挨拶



報告状況

交流会



小平

（5月13日（金）ブリヂストンクラブ）

林副会長
挨拶



報告状況



交流会



西東京

（5月23日（月）イチョウ・ホール）



報告状況



尾林副会長
挨拶



交流会

東久留米

(5月13日(金) 東久留米商工会館)



高橋副会長
挨拶

報告状況



交流会



清瀬

(5月9日(月) 清瀬商工会館)



村野副会長
挨拶



報告状況



交流会



青年部会

(4月25日(月) 東村山法人会館)

篠宮部会長
挨拶



報告状況



交流会



女性部会

(4月27日(水) 東村山法人会館)

白石部会長
挨拶



女性部会報告会 & 研修会



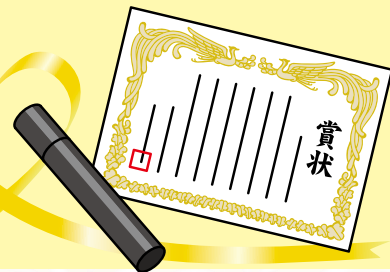
交流会



報告状況



全法連・東法連の表彰者



平成27年度の全法連・東法連感謝状及び記念品の贈呈式が6月15日（水）明治記念館で来賓の皆様ご臨席のもと盛大に行われました。

【敬称略・支部順】



全法連功労者表彰受彰者

〈小平〉小田宗一（監事）
〈東久留米〉高橋博文（副会長）



東法連功労者表彰受彰者

- ・本部役員功労者
〈西東京〉鎌田忠詞（税制・社会貢献委員長）
- ・単位会功労者
〈東村山〉高萩武博（支部長）
〈小平〉藤島正喜（事業研修委員）
〈西東京〉岡部行広（組織・厚生委員）
〈東久留米〉西川徹夫（支部長）
〈清瀬〉舟生輝行
（組織・厚生委員、支部会計）



東法連会員増強功労者表彰受彰者

〈東村山〉白石和子
〈東村山〉下澤由起夫
〈清瀬〉恩田健次郎

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円（月額）から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金（又は必要経費）に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度（中退共）との被共済者単位での通算（受入と引渡し）も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S（平成27年7月31日）P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL：03-3357-1641 FAX：03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

法人会行事のご案内

平成 28 年 5 月 31 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
7. 5(火)	13:30	新設法人説明会	法 人 会 館	7.19(火)		生活習慣予防検診	東村山スポーツセンター
//	15:00	第2回組織・厚生委員会	//	7.20(水)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館
7. 6(水)	13:30	決算法人説明会	//	7.21(木)		生活習慣予防検診	田無タワー
7. 7(木)	13:00	事業承継個別相談会	//	7.22(金)		生活習慣予防検診	//
7. 8(金)	16:00	第2回広報委員会	//	7.27(水)	14:30	第2回女性部会役員会	法 人 会 館
7.11(月)		生活習慣予防検診	東村山スポーツセンター	//	15:30	第2回女性部会研修会	//
//	16:00	第2回事業研修委員会	法 人 会 館	8. 3(水)	13:30	決算法人説明会	//
7.12(火)		生活習慣予防検診	東村山スポーツセンター	8. 4(木)	13:00	事業承継個別相談会	//
//	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	8. 9(火)	14:00	個別融資相談会	//
7.13(水)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター	8.17(水)	13:00	労務経営相談会	//
7.14(木)		生活習慣予防検診	//	8.23(火)	15:00	第4回税務教室	//
7.15(金)	19:00	青年部会経営講演会	コール田無	8.29(月)		第2回税制・社会貢献委員会	多摩六都科学館

本誌の表紙にご応募頂いた方のお写真をご紹介します。

皆様振るって
ご応募ください。



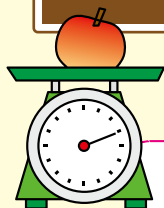
所沢市 三宅 正人さん

Recipe

蓮根と九条ネギのさっぱり炒め

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

- 1 蓮根、ニンジン、九条ネギを食べやすい大きさに切って、フライパンに油、ニンニクと鷹の爪を入れて炒め、ニンニクの香りが立ったら蓮根とニンジンを投入して炒める、お酒と本だし、砂糖を入れるとよく混ぜる。
- 2 蓮根の色が変わったら、九条ネギを入れてさっと炒める。
- 3 塩コショウで味を調えて、すぐ火を止めて完成です。
- 4 ポイントは炒めすぎないこと、蓮根と九条ネギのシャキシャキ感を楽しめます。

蓮根は、美肌効果・花粉症・風邪予防に効果があると言われています。



材料

蓮根……………150g
九条ネギ……………2本
ニンジン……………1/4本
鷹の爪……………3本
ニンニク……………3個
●調味料
塩、コショウ……………少々
本だし……………少々
酒……………大さじ1
砂糖……………少々
胡麻油……………大さじ1

あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写真 2950 × 2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
記事(文書) 200 ~ 400 字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町 1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。
●4月号の締切は2月末まで
●6月号の締切は4月末まで
●8月号の締切は6月末まで
●10月号の締切は8月末まで
●12月号の締切は10月末まで
●2月号の締切は12月末まで

事務局職員のご紹介



6月30日で退職となる柏木弘子職員の後任として柏木和枝職員が採用され4月1日より勤務しております。
会計担当として正確な事務を心掛けますので、宜しくお願いします。

公益社団法人東村山法人会報 [245号] 平成28年6月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町 1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁無断転載